あなたは認定農業者ですか？

～認定農業者になりませんか？～

認定農業者制度とは？

和歌山市等が農業経営のスペシャリストとして認定することで、国の支援を受けられる制度です。

認定農業者が受けられる支援策（メリット）とは？

1 農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）

融資

経営改善のための長期低利融資（農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金）が受けられます。

2 農地利用効率化等支援交付金

補助金

人・農地プランへの掲載必要

融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助を受けられます。

3 土地が借りやすい

土地

農地中間管理機構（公益財団法人和歌山県農業公社）を通じて、農地を借りる際の優先順位が高くなります。

4 農業者年金

補助金

月額２万円の保険料のうち１万円～４千円/月の国庫補助（最大20年）があります。

5 農業経営基盤強化準備金制度

税制

青色申告必要

経営所得安定対策等の交付金の積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
５年以内に積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能です。

6 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）

保険

米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットに加入できます。
拠出金が必要です。

※各支援策については、国の採択基準を満たすこと、予算に限りがあることなど、諸条件がありますので、お問い合わせください。

認定農業者になるには？

- 申請先　：和歌山市役所農林水産課
- 申請書類：農業経営改善計画認定申請書の提出
- 締切日　：毎月１０日
- 認定日　：申請月の月末以降
- 認定期間：認定日から５年間

※自動更新されませんので、５年毎に再認定手続きお願いします。

よくある
お問い合わせは、
裏面に記載

問い合わせ先
和歌山市 産業交流局農林水産部　農林水産課
TEL：０７３－４３５－１０４９

QRコードから申請書のダウンロードができます→

認定農業者に関するよくある問い合わせと回答

自分は認定農業者だと思うんだけど…
どうやったら調べられますか？

和歌山市役所農林水産課（073-435-1049）にお問い合わせください。
過去に、認定農業者になられた場合でも、５年間の有効期限が切れた場合は、自動的に認定農業者ではなくなっていますので、ご注意ください。

認定農業者のメリットは何ですか？

国の支援策の融資や補助金の対象者の要件が、認定農業者となっている制度がいくつかあります。
また、農地中間管理機構を通じて農地を借りる際の優先順位が高くなります。
表面の「認定農業者が受けられる支援策（メリット）とは？」をご覧ください。

認定農業者になりたいけど、農業経営改善計画認定申請書の書き方が分からない。
どうしたらいいですか？

和歌山市役所農林水産課（073-435-1049）にお問い合わせください。書き方のアドバイスなどをさせていただきます。

認定要件の５年後に農業所得４００万円を目指すという目標を達成できなかった場合は、どうなりますか？

特に問題ありません。
また、目標が達成できなかった場合でも、認定農業者を再更新していただくことは可能です。
ただし、国の補助制度等を活用していただいている場合は、注意が必要ですので、農林水産課の担当者にご相談ください。